

2026年度

第17回NP資格認定試験要綱

一般社団法人 日本NP教育大学院協議会

I. NP資格認定試験の実施

1. 試験の目的

NP 資格認定試験（以下、試験という）は、診療看護師（NP）としての質を評価・保証し、一定のレベルに達していることを確認することを目的とする。

2. 試験の実施日

一般社団法人日本NP教育大学院協議会定款第4条に基づき、第17回試験を2027年2月28日（日）に実施する。

3. 試験の実施体制

公開性、透明性のある試験を実施するために次の組織を設置している。

1) 試験委員会

試験を円滑に実施するため、試験委員会を設置する。試験委員会の委員は、NP 教育を実施している大学院から選出された教員および、NP 教育に理解のある第三者等により構成され、試験の公平性および客観性を保持する。なお、委員名は公表しないこととする。委員は、正当な理由がなく、試験の内容その他試験に関連して委員の職務上知り得た事項を漏らしてはならない。委員でなくなった後においても、同様とする。

2) 試験評価委員会

試験評価委員会は、診療看護師（NP）の質の保証とともに大学院 NP コースを修了した学生の知識等が第三者からの批判にも耐えうるものであることを検証するため、年度毎に実施される試験の方法や内容等を評価する。評価委員会のメンバーは以下の通りである。

独立行政法人 国立病院機構 理事長 新木一弘 氏

公益社団法人 日本看護協会 会長 秋山智弥 氏

日本看護系大学協議会 常任理事 鎌倉やよい 氏

学識経験者 清水嘉与子氏(日本訪問看護財団前会長)

学識経験者 山本則子氏(東京大学教授)

学識経験者 齋木佳克氏(東北大学教授・心臓血管外科学会理事)

学識経験者 塚田(哲翁)弥生氏(日本医科大学病院教授・日本循環器学会理事)

学識経験者 小泉俊三氏(佐賀大学医学部名誉教授・プライマリ連合学会)

学識経験者(国外) エクランド 源 稚子氏(Pediatric Medical Group of Tennessee, DNP APRN NNP-BC FAANP FAAN)

II. 受験資格

1. 日本国内の看護系大学大学院の NP 養成コース修了者/修了予定者

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会が教育課程認定を行った大学院修士課程において、修了に必要な単位を修得し修了試験に合格し、各大学院において修了者として認定された者および修了見込みの者。

2. 海外の NP(ナースプラクティショナー) の資格取得者

日本国の保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する者で、米国等の大学院修士課程 (NP 課程) 以上を修了し、それぞれの国等が実施する NP の資格試験等に合格し、NP の免許を取得している者。

※海外の NP 資格取得者で本協議会の NP 資格認定試験の受験を希望する場合は下記へ事前連絡する。

日本 NP 教育大学院協議会事務局 maf-jonpf@mynavi.jp

III. 試験方法

筆記試験によって行う。

IV. 出題基準

1. 出題基準に関する基本的な考え方

試験内容は、診療看護師 (NP) として具備すべき「知識・技能」を修得していることを確認するものとする。

なお、出題内容は、日本NP教育大学院協議会が定義する診療看護師 (NP) の役割と診療看護師 (NP) に必要とされる能力としている「7つのコンピテンシー」に該当するものである。

2. 出題基準

出題基準 (出題科目と出題割合) を表 1 に示す。

表1. NP資格認定試験の出題科目と出題割合

科目	出題割合	科目	出題割合
① NP(診療看護師)論	5%	⑥ 臨床薬理学	10%
② 疾病予防・健康増進	2%	⑦ クリニカルアセスメント	30%
③ 医療倫理	3%	⑧ クリニカルマネジメント	30%
④ 医療安全・関係法規	5%		
⑤ 病態機能学	15%		

出題基準の明示は、受験生に対し出題範囲を提示するだけでなく、社会に対し、NP養成教育の到達目標 (履修内容、範囲とそのレベル等) を示すものであり、診療看護師 (NP) の質の担保の一手段でもある。

出題科目は、表1に示す科目ごとに大・中項目に分類する (別紙 NP資格認定試験出題基準)。大項目は、大学院教育修了時の到達範囲を示したもので、NPが、その任務を果たす上で、必要とされる基本的知識・技能の項目を示す。中項目は大項目の内容をさらに細分化したものである。なお、試験の出題科目の内容は、各大学院修士課程の講義・演習・実習で扱われている内容を超えることもありうる。

V. 合格基準

合格基準は、年度毎に評価委員会の審議により決定する。不合格者については翌年度以降の再受験を認める。

VI. 合格の取り消し

合格者に以下の各号の事由があることが発覚した場合には、その時点でその者の合格を取り消す。

- 1) 試験中にカンニング、外部との通信、その他の不正行為を行ったこと
- 2) 試験問題を不正に入手もしくは複製し、または外部に公表、提供、もしくは漏洩したこと